

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 2 年(2020 年)10 月 20 日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 10 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 10 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】少年 X の保護事件を題材として家庭裁判所調査官 Y1 が執筆した論文を雑誌及び書籍において公表した行為がプライバシーの侵害として不法行為法上違法とはいえないとされた事例(令和元年(受)第 877 号最高裁)

【2】家庭裁判所調査官 A が少年 X の保護事件を題材として執筆した論文の執筆届の決裁に際し,家庭裁判所の職員 Y において,当該論文の内容を修正させ,又はその公表を差し控えさせる注意義務があったということできないとされた事例(平成 30 年(受)第 2032 号最高裁)

【3】別居した夫(抗告人)と妻の 2 人の子は夫とともに生活していたが,妻から子の引渡を求める審判の申立がされた事案で,抗告審は従前の監護環境ないし生活環境を維持することの利益への十分な配慮等を踏まえこれを認めた原審を取消し,妻の申立を却下(平成 30 年(ラ)第 97 号福岡高裁)

【4】被相続人死亡の事実と自らが法定相続人たることを知って 3 ヶ月以上経過した後になされた相続放棄の申述が却下されたため相続人らが抗告した事案で,相続人と被相続人の疎遠な関係,相続放棄手続の誤解等を考慮し審判を取消し,申述を受理すべきとした(令和元年(ラ)第 1872 号・第 1970 号東京高裁)

【5】Y のマンション工事で X 所有建物の排水設備が損傷を受けたとして X が損害賠償を求めた事案で,Y の杭打作業と X 敷地の地盤沈下と排水管破損の因果関係を認める一方,X の維持管理が適切であれば被害を軽減できた等として 5 割を過失相殺して損害賠償を認容(平成 28 年(ワ)第 33710 号東京地裁)

【6】X 運転の車が Y 県管理の国道を走行中,片側交互通行規制の区間において脱輪事故を起こしたが,その原因は Y 県の道路管理の瑕疵にあるとして損害賠償を請求した事案で,通常の注意義務を払って走行すれば事故はさけられたとして X の請求を棄却(平成 30 年(ワ)第 3 号松山地裁上島支部)

【7】父 A が母 B に子らの監護の権利が侵害されたとし常居所地国スペインへの返還を求めた事案で,B は子らをスペインに返還しないことを明確にし,A も子らの留置を認識して 1 年後に本申立を行ったこと等から,子らの日本の生活への適応を認め A の申立を棄却した(平成 30 年(家ヌ)第 14 号・平成 30 年(家ヌ)第 15 号・平成 30 年(家ヌ)第 16 号東京家裁)

【8】被相続人 A の全財産を Y に相続させるとした遺言書と,B に相続させるとした遺言書が存在し,それぞれの遺言書の効力が争われている事案で,遺産の全部についてその分割をすべきでない事情があるとして,第一遺言の無効化確認等の結論確定まで遺産分割を禁止した(平成 29 年(家)第 50065 号名古屋家裁)

(知的財産)

【9】緑色の円環内の「STARBUCKS」の欧文字と女性の図形からなる結合商標を引用商標とする原告が,緑色の円環内の「BULLPULU」の欧文字と犬の図形からなる被告商標の無効を特許庁に求め不成立とされたため本件訴訟を提起したが,原告請求が棄却された事例(令和元年(行ケ)第 10170 号知財高裁)

【10】被告は「富富富」の漢字から成る本件商標の商標権者で,原告はその引用商標(「ふふふ」の平仮名から成る商標)と本件商標が類似するとして無効審判を請求し特許庁が不成立と審決,原告が審決の取消を求め本件訴訟を提起したが請求が棄却された事例(令和 2 年(行ケ)第 10014 号知財高裁)

【11】特許無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟で,特許発明の進歩性が争点になったが,本件審決の一致点及び相違点の認定に誤りはなく,それに基づく相違点についての容易想到性の判断も誤りはないとして請求が棄却された事例(令和元年(行ケ)第 10148 号知財高裁)

【12】「ベッド等におけるフレーム構造」に係る特許権を有する原告が,被告製品の販売は特許権を侵害すると主張して損害賠償等を請求した事案であって,被告製品は本件特許の技術的範囲に属するとして請求を認めた事例(平成 29 年(ワ)第 24210 号東京地裁)

(民事手続)

【13】Z 信用金庫の会員 X が融資の不当を訴えた訴訟において九州財務局長が Z に対し実施した検査の確認表の提出を求め、原審がこれの提出を命じたことから Z が即時抗告したが、確認表には検査のノウハウ、機微情報が含まれる等として原決定を取消し申立を却下した(平成 28 年(ラ)第 82 号福岡高裁宮崎支部)

【14】仲裁人と同じ法律事務所の別の弁護士が別件訴訟で仲裁事件当事者の関連会社の訴訟代理人の地位を有していた場合、①仲裁法 18 条 4 項の開示すべき事実に該当するか②該当する場合開示義務違反があるかが争点となり本判決は①は該当するが②は義務違反を否定した(平成 29 年(ラ)第 1552 号大阪高裁)

【15】X らによる雇用主 A の元請 Y 及びさらにその元請の B, C に対する損害賠償訴訟の第 1 回口頭弁論期日で B, C は争うも Y は不出頭。原審が手続を分離し第 2 回期日で Y 敗訴の判決を言い渡したので Y が控訴。控訴審は Y の手続的権利に対する配慮に欠ける等として原判決を取消し差戻した(令和元年(ネ)第 2617 号東京高裁)

【16】破産会社の破産管財人 X が破産会社の債権者 Y1 社の代表者 Y2 が破産会社の支払不能を知りつつ Y1 の破産会社に対する債権を弁済前に弁済等を受けたとして不当利得返還請求。本判決は Y1 について請求全部認容、Y2 について主請求全部認容・附帯請求一部認容した(平成 30 年(ワ)第 37213 号東京地裁)

(刑事法)

【17】刑法 207 条の適用により後行者に対して当該傷害についての責任を問えるのは、後行者の加えた暴行が当該傷害を生じさせる危険性を有する場合に限られるところ、その前提を欠くのに同条を適用した本件の原判決は法令違反としつつその違法は判決に影響しないとして上告を棄却した事例(令和元年(あ)第 1751 号最高裁)

【18】ゲーム依存状態にあった少年がゲームをするため空家に見えた被害者方居宅に侵入した住居侵入の事案。原決定は児童自立支援施設送致としたのに対し、少年側が処分不当を理由に抗告を申立てたところ本決定は原決定を著しく不当として取消し原裁判所に差戻した(令和元年(く)第 74 号広島高裁)

(社会法)

【19】東京メトロ駅構内で物品の販売を行う事業者が、無期契約労働者に退職金を支給し、定年が 65 歳と定められ 10 年前後勤務した有期契約労働者らにはこれを支給しないという労働条件の相違が労働契約法 20 条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例(令和元年(受)第 1190 号最高裁)

【20】学校法人 Y が、無期契約労働者に対して賞与を支給する一方で有期契約労働者 X に対してこれを支給しないという労働条件の相違が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例(令和元年(受)第 1055 号最高裁)

【21】郵便の業務等を営む Y が、無期契約労働者に対しては夏期休暇及び冬期休暇を与える一方で配達等に従事する有期契約労働者 X に対してはこれを与えないという労働条件の相違が労働契約法 20 条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例(平成 30 年(受)第 1519 号最高裁)

【22】郵便の業務等を営む Y が、私傷病による病気休暇として無期契約労働者に有給休暇を与える一方で、郵便の業務を担当する有期契約労働者らに対して無給の休暇のみを与えるという労働条件の相違が労働契約法 20 条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例(令和元年(受)第 777 号最高裁)

【23】郵便の業務等を営む Y が、無期契約労働者に年末年始勤務手当、年始期間の勤務に対する祝日給及び扶養手当を支給する一方、配達を担当する有期契約労働者らにこれらを支給しないのは労働契約法 20 条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例(令和元年(受)第 794 号最高裁)

【24】法定年次休暇と会社有給休暇とを区別することなく年間有給休暇 20 日のうち 15 日分について休暇取得の時期を指定するのは無効であり年間 20 日の有給休暇の全てについて労働者はその時期を自由に指定できると判示した事例(平成 31 年(ネ)第 1859 号 東京高裁)

【25】小学校教諭が過重労働により脳疾患を発症させた等とした公務員災害補償事件であり、高裁判決は、総合的に過重性を判断すべきとした上で本件発症前 1 か月間における控訴人の時間外労働時間の合計は 93 時間 01 分にのぼること等から業務起因性を認めた(令和 2 年(行コ)第 7 号福岡高裁)

【26】被控訴人の配偶者が劇症型心筋炎を発症し死亡したのは勤務先の過重業務の結果だとし、療養補償給付等を不支給とした労働基準監督署長の決定の取消を求めた事案。原審は不支給決定を取消したが、控訴審は業務起因性を否定し被控訴人の請求を棄却(令和元年(行コ)第 96 号大阪高裁)

【27】通勤経路が 2 つ以上ある従業員 X に最安値の経路の通勤手当が支給されていたが、会社が定める「経路」とは通勤時間が最短の経路だとして実際に支給された通勤手当との差額を請求したところ、X 主張の経路が会社の定める「最も経済的かつ合理的な経路」とは言えないとして請求が棄却された(平成 29 年(レ)第 711 号東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最二判令和2年10月9日 裁判所 HP

令和元年(受)第877号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部上告却下)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/089757_hanrei.pdf

(裁判要旨)

少年Xの保護事件を題材として家庭裁判所調査官Y1が執筆した論文を雑誌及び書籍において公表した行為がプライバシーの侵害として不法行為法上違法とはいえないとされた事例。

(理由)

Y1は、アスペルガー症候群の特性が非行事例でどのように現れるのか、司法機関の枠組みの中でどのように同疾患を有する者に関わることが有効であるのかを明らかにするという目的で論文を執筆しており、公表が医療関係者や研究者等を読者とする専門誌や専門書籍に掲載する方法で行われたこと等に鑑み、本件各公表の目的は重要な公益を図ることにあつた。そして、論文の趣旨及び内容に照らしても、家族歴、生育・生活歴等のXのプライバシー情報に係る事実を記載することは論文にとって必要なものであつた。また、論文には、対象少年やその関係者を直接特定した記載部分、事実関係の時期を特定した記載部分もなかつたのであり、Y1は、論文の執筆に当たり、対象少年であるXのプライバシーに対する配慮もしていた。そして、論文の読者が対象少年をXと同定し、そのことからXに具体的被害が生ずるといった事態が起こる可能性は相当低かつた。

(2) 最二判令和2年10月9日 裁判所 HP

平成30年(受)第2032号 国家賠償請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/764/089764_hanrei.pdf

(裁判要旨)

家庭裁判所調査官Aが少年Xの保護事件を題材として執筆した論文の執筆届の決裁に際し、家庭裁判所の職員Yにおいて、当該論文の内容を修正させ、又はその公表を差し控えさせる注意義務があつたということとはできないとされた事例

(理由)

執筆届には論文の原稿及び公募の応募要領が添付されていたところ、論文が本件疾患の症例報告に関する論文として月刊誌に掲載されるものであり、公益を図ることを目的としていることは、執筆届によって明らかであつた。そして、論文には、対象少年やその関係者を直接特定した記載部分や事実関係の時期を特定した記載部分はなく、論文の読者が対象少年をXと同定する可能性は相当低かつたのであるから、Yが、執筆届の決裁に際し、論文の公表によってXの名誉又はプライバシーが侵害され、Xの改善更生等に悪影響が及ぶおそれがあるなどと判断すべき状況にあつたということとはできない。そうである以上、Yが、執筆届の決裁に際し、論文の執筆や公表について倫理違反等のおそれがあるとして、Aに対して指導監督をすべきであつたということもできない。

(3) 福岡高決令和元年10月29日 判例時報2450・2451号9頁

平成30年(ラ)第97号 子の監護者の指定及び子の引渡しの審判に対する抗告事件(取消・申立却下(確定))

夫(抗告人)と妻(相手方)の間には、平成30年4月の別居時点で小学2年生の長女と保育園年長の二女がいるが、別居後、自宅近くの父方実家で抗告人と共に生活を開始していた。別居後まもなくして、県外に移動した相手方から監護者の指定と子の引渡しを求める審判の申し立てがなされた。

原審(平成31年2月22日)は、家庭裁判所調査官の調査を踏まえ、相手方の申立を認容した。これに対し、抗告審は、再度、家庭裁判所調査官による調査を実施した上で、就学後の子らの監護者を定めるにあたって、従前の監護環境ないし生活環境を維持することによる利益を十分配慮する必要がある、乳幼児期の主たる監護者であつた相手方との親和性を直ちに優先すべきとまでは言えないとして、原審判を取消し、相手方の申立てをいずれも却下した。

(4) 東京高決令和元年11月25日 判例時報2450・2451号5頁

令和元年(ラ)第1872号・第1970号 相続放棄申述却下審判に対する各抗告事件(取消, 受理(確定))

死亡した被相続人の法定相続人らが相続放棄の申述をしたところ、同人らが被相続人の固定資産税に関する市役所からの文書(本件文書)を受領して、被相続人の死亡の事実と自らが被相続人の法定相続人に当たることを知ったにもかかわらず、本件各申述がされたのがそれから3ヶ月以上経過した後であつたことから、原審は、本件各申述は

相続放棄の熟慮期間を経過してされたものであるとしていずれも却下したことから、これを不服として相続人らが抗告をした事案。本決定は、相続人らが被相続人とは全く疎遠な関係にあり、本件文書のみでは情報不足であることや、相続放棄手続きを誤解していたことを指摘して、やむを得ない面があったとして、審判を取り消し、本件各申述は受理すべきであるとした。

(5) 東京地判平成 31 年 3 月 8 日 判例タイムズ 1475 号 193 頁

平成 28 年(ワ)第 33710 号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)

X は Y のマンション新築工事により X 所有建物の屋内排水管と屋外埋設塩ビ管の接合部が沈下・破断し、汚水が逆流し補修費用相当額等合計約 410 万円の損害が発生したとして不法行為に基づく損害賠償を求めた。本判決は、Y 施工の杭から上記埋設塩ビ管までの距離や地盤の軟弱性、排水管接合部の強度、並行して進められた民事調停事件の調停委員(一般建築士)の意見等を踏まえ、同杭を打つなどの作業の振動で敷地の地盤が沈下し上記沈下・破断に至ったとして因果関係を認め、Y は排水管の存在及び敷地の地盤が軟弱であることを認識していたので、工事の排水管への影響を検討し影響の可能性があれば X に説明する義務があったにもかかわらず同検討をしていないとして Y の注意義務違反を認めたが、X の主張する塩ビ管をブラケット(腕木)等で支持する等の対策は対応の費用がかかることからその義務を否定し、同対策費用 70 万円を控除した 217 万円余りを損害とし、さらに、X が排水管の定期洗浄をしていれば早期に汚水逆流の原因を認識、対応し汚水処理及び破損部修理等費用等を軽減することができたし、排水管接合部の強度に問題がなければ本件沈下・破断を避けられた可能性が高いなどとして、民法 722 条 2 項の適用又は類推適用により 5 割を過失相殺し、108 万円余りの損害賠償を認めた。

(6) 松山地宇和島支判令和 2 年 1 月 20 日 判例タイムズ 1475 号 146 頁

平成 30 年(ワ)第 3 号 損害賠償(交通)請求事件(請求棄却, 控訴)

X は普通乗用自動車を運転し Y 県が管理する国道(片側一車線の道路)を走行中、舗装修繕工事のため北側車線の路面舗装が掘削され片側交互通行の規制が実施されていた区間において北側車線に脱輪した事故に関し、Y 県に対し道路管理に瑕疵があったとして国賠法 2 条 1 項に基づき、工事請負業者 Z に対し被用者である現場責任者の注意義務違反に基づく使用者責任に基づき連帯して損害賠償の支払を求めた。X は本来中央線付近に設置されるべきカラーコーンが北側車線の歩道寄りの車道端に設置されており道路管理に瑕疵があった等と主張したが、本判決は、工事区間手前に設置された看板、バリケード及び工事用信号機等により運転者にとって工事区間手前に差し掛かった時点で北側車線への進入が禁止されていることは明らかであり、通常の注意義務を払って走行すれば脱輪の事故の発生を避けることができたとし、カラーコーンについても、上記看板等の設置状況に照らせば注意喚起の一応の機能があり、工事区間の明るさや北側車線の視認状況等に鑑みても、工事区間の道路が通常有すべき安全性を欠いていたとは認められず、現場責任者らが北側車線に進入しないようにするための注意義務を怠っていたとは言えないとし、請求を棄却した。

(7) 東京家決平成 30 年 12 月 11 日 判例タイムズ 1475 号 245 頁

平成 30 年(家ヌ)第 14 号, 平成 30 年(家ヌ)第 15 号, 平成 30 年(家ヌ)第 16 号 子の返還申立事件(申立却下, 確定)

C(平成 18 年生)の養父であり D(同 23 年生)及び E(同 27 年生)の父 A は、母 B に対し、B の連れ去りにより子らに対する監護の権利が侵害されたとし、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(実施法)に基づき子らを常居所地国であるスペインに返還することを求めた。本決定は、B が帰国予定日であった平成 29 年 9 月 5 日以降子らを日本に滞在させたままの状態に置いていることや、A が同日の経過を待ってスペインの中央当局に子らの返還に関する援助申請をしていることから、遅くとも同日の経過をもって B は子らをスペインに返還しないことを明確にし、A も B による子らの留置を明確に認識したとし、同日を留置の開始時期とした上で、本件申立ては留置の開始の時から 1 年を経過した後されたものとし、子らの通学、通園先の小学校や保育園での就学状況、活動状況や言語能力のほか、地域で行われる祭り等に参加するなどの地域社会とのつながりが出来ていること等から、子らはいずれも日本での生活に適応していると認められるとし、実施法 28 条 1 項 1 号の返還拒否事由があると申し立てを却下した。

(8) 名古屋家審令和元年 11 月 8 日 判例時報 2450・2451 号 411 頁

平成 29 年(家)第 50065 号 遺産分割申立事件(分割禁止(確定))

被相続人 A は、姪の Y と養子縁組をした上で Y に対して全財産を相続させる旨の自筆証書遺言(第一遺言)をしたが、他方、A は、長男である B に対して全財産を相続させる旨の自筆証書遺言(第二遺言)をし、さらに B の子である X1

および X2, X1 の妻である X3 並びに X2 の妻である C と養子縁組をした。その後, A が死亡した時点では, B 及び C が既に死亡していた。X らは, Y を相手方として遺産分割の審判を申し立て, 第一遺言はこれと抵触する第二遺言により撤回されており, かつ, 第二遺言は, B が A より先に死亡した場合には, B の代襲者である X1 及び X2 に全財産を相続させる趣旨の遺言であるとして A の遺産は X1 及び X2 が相続すると主張した。これに対して Y は, 第二遺言は, B が A より先に死亡したことで効力を失い, 第一遺言は撤回されることなく効力を維持すると主張した。

裁判所は, X1 から X3 が提起予定の別訴(第一遺言の無効化確認等)の結論を確定するまでは, A の遺産の全部についてその分割をすべきでない事情があるとして, 2 年間にわたり遺産全部の分割を禁止する旨の審判をした。

【知的財産】

(9) 知財高判令和 2 年 9 月 16 日 裁判所 HP

令和元年(行ケ)第 10170 号 審決取消請求 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/716/089716_hanrei.pdf

被告は, 本件商標の商標権者であって, 本件商標は, 緑色の帯状の円環内に白抜きで「BULLPULU」等の欧文字を書き添った円環部分と, 犬の図形部分とからなる結合商標である。本件商標について原告が無効審判を請求したところ, 特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので, 原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。無効審判における引用商標は, 緑色の帯状の円環内に白抜きで「STARBUCKS」等の欧文字を書き添った円環部分と, 女性の図形部分とからなる結合商標である。

本件審決の理由の要旨は, 本件商標と引用商標とは, いずれも緑色の円環図形を有する点において共通するものの, 外観, 称呼及び観念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標というべきであるから, 本件商標は, 商標法 4 条 1 項 11 号に該当しない, というものであった。

本件商標の要部である「BULLPULU」の文字部分と引用商標の要部である「STARBUCKS」の文字部分とを対比するに, 上記各文字部分は, 外観, 称呼及び観念のいずれの点においても相違するものであり, 本件商標と引用商標は, 全体として類似していると認めることはできない。

これに対し原告は, ①アンケート調査の結果において, 80%以上の回答者が本件商標から原告を想起したという事実は, 引用商標においては, 「STARBUCKS」の文字部分のみならず, 緑色円環配置構成も識別標識としての機能を果たし得ることを示すものであること, ②本件商標は, 緑色円環配置構成を有する点で引用商標と外観において共通することを踏まえると, 本件商標においても, 「BULLPULU」の文字部分のみならず, 緑色円環配置構成も識別標識としての機能を果たし得ることなどを考慮すると, 本件商標と引用商標を本件商標の指定商品等に使用するときは, 出所の混同を生ずるおそれがあるといえるから, 両商標は全体として類似する旨主張する。

しかしながら, 引用商標における緑色円環配置構成は, 本件商標の出願時・査定時において, 独立して識別標識としての機能を果たし得るものと認めることはできない。したがって, 原告の上記主張は採用することができない。

以上のとおり, 本件商標は, 引用商標に類似する商標であるものと認めることはできないから, 商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものとは認められない, として原告の請求は棄却された。

(10) 知財高判令和 2 年 9 月 23 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10014 号 審決取消請求 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/721/089721_hanrei.pdf

被告は, 「富富富」の漢字を横書きして成る商標(本件商標)の商標権者であり, 原告が, 自らが商標権者である引用商標(「ふふふ」の平仮名を横書きして成る商標)と本件商標が類似するなどとして, 本件商標の無効審判を請求したところ, 特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので, 原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決は, 本件商標と引用商標は, 外観において著しく異なっており, また, 称呼や観念を共通にする場合があるものの, それは, 本件商標を「フフフ」と称呼した限られた場合のみであって, 上記のような差異があるにもかかわらず, 本件商標と引用商標が類似しているものと認めるべき取引の実情その他の事情は認められないから本件商標は引用商標と類似するものとは認められないとしたものであって, 本件商標が商標法 4 条 1 項 11 号に該当しないとした本件審決の判断に誤りはなく, 原告主張の取消事由は認められないとして, 本判決は原告の請求は棄却した。

なお, 原告は, 人が食品を食べたときに軽く笑うのは, その食品に「おいしさ」や「満足感」を感じたときであるということ, 誰もが容易に想像できるから, 食品分野においては, 「ふふふ」の語が, 「おいしさ」や「満足感」に関する観念をも生ずると主張したが, 本判決は, 「ふふふ」の語については, 「いたずらっぽく, 少々ふざけて, 含み笑いをする時などの様子」を示すものとされたり, 「いたずらっぽい笑い, または不敵な笑いを示すことが多い。」とされたりしているのであって, 一般的に, 必ずしも常に肯定的な意味合いを示すものとは認められないし, 食品分野において

は、「ふふふ」の語が肯定的な意味合いで用いられることが相応にあるということは認められるものの、それを超えて、「おいしさ」や「満足感」に関する観念が一般的に生ずるとまでいうことはできないとした。

また、原告は、本件商標は、引用商標に「富」で当て字をしたものにすぎないと主張したが、本判決は、そのような事実を認めるに足りる証拠はないし、原告の主張は、引用商標と一般的な擬音語・擬態語である「ふふふ」の語を同一視するものであって相当でないから、一般的な擬音語・擬態語である「ふふふ」の語が有する意味を踏まえて被告がそのような称呼を有する商標を登録することが、引用商標が存することで直ちに妨げられるものではないとした。

(11) 知財高判令和 2 年 10 月 7 日

令和元年(行ケ)第 10148 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/749/089749_hanrei.pdf

特許無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟で、特許発明の進歩性が争点になったが、本件審決の一致点及び相違点の認定に誤りはなく、それに基づく相違点についての容易想到性の判断も誤りはないとして、請求が棄却された事案。

本件発明 1 の「相互作用マスタ」と甲 1 発明の「医薬品相互作用チェックテーブル 105」とは、「一の医薬品から見た他の医薬品の相互作用が発生する組み合わせを個別に格納する相互作用をチェックするためのマスタ」である点で共通するが、本件発明 1 が「一の医薬品から見た他の一の医薬品の場合と、前記他の一の医薬品から見た前記一の医薬品の場合の 2 通りの主従関係で、相互作用が発生する組み合わせを格納する」のに対し、甲 1 発明では、「一の医薬品から見た他の医薬品の一般名コード、薬効分類コード、BOX コードかの少なくともいずれかについて、相互作用が発生する組み合わせを格納し、また、他の一の医薬品から見た医薬品の一般名コード、薬効分類コード、BOX コードかの少なくともいずれかについて、相互作用が発生する組み合わせを格納する」点で相違することになるから、本件審決の認定した相違点 1 において相違すると認められる。

また、本件発明 1 は、「自己医薬品と相手医薬品との組み合わせ」と、「相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせ」についての合致の有無を判断するものであるのに対し、甲 1 発明は前記①~④の過程により「自己医薬品」と「相手医薬品」とが相互作用を有する組み合わせが存在するか否かを判断するものであるから、本件発明 1 の「相互作用チェック処理」と甲 1 発明の「検索処理」とは、いずれも、「入力された新規処方データの各医薬品を自己医薬品及び相手医薬品とし、自己医薬品と相手医薬品の組み合わせについて、相互作用をチェックするためのマスタに基づいて相互作用をチェックするための処理」を実行する点で共通するが、甲 1 発明の「検索処理」は、自己医薬品と相手医薬品との間で、一般名コード、薬効分類コード、BOX コードのいずれかの組み合わせが存在すれば相互作用を有する組み合わせであると判断するものであり、自己医薬品と相手医薬品との組み合わせと、相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせとの、医薬品の組み合わせ同士の合致を判断しているとはいえないから、本件発明 1 の「自己医薬品と相手医薬品との組み合わせと相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせが合致するか否かを判断することにより、相互作用チェック処理を実行する」「相互作用チェック処理」とは相違することになる。したがって、本件審決の認定した相違点 2 において相違すると認められる。

(12) 東京地判令和 2 年 9 月 25 日

平成 29 年(ワ)第 24210 号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/756/089756_hanrei.pdf

「ベッド等におけるフレーム構造」に係る特許権を有する原告が、被告製品の販売は特許権を侵害すると主張して損害賠償等を請求した事案であって、被告製品は本件特許の技術的範囲に属するとして請求を認めた事案。

被告製品 3 については、平成 21 年 11 月にショートタイプの販売が開始され、床板(ボトム)を支えるフレームのうちヘッドフレーム及びフットフレームについてレギュラータイプ及びショートタイプに対応した長さの異なる 2 種類が用意されることとなり、これらを交換してセンターフレームに装着することによりベッドの長さを変更することが可能となった。そして、被告製品 3 のレギュラータイプとショートタイプは別の製品として販売されているが、それらに加えて、ベッドのタイプを変更するための交換用パーツ(フットフレームを含む。)がベッド本体とは別に販売されていた。したがって、ショートタイプの販売が開始された後の被告製品 3 は、レギュラータイプ又はショートタイプのいずれのベッドについても、フットフレームを含むフレームの一部について、あらかじめ用意された長さの異なる交換装着用フレームに選択的に交換装着することが想定された製品であったと認められる。

すなわち、被告製品 3 は、床板を支えるフレームについて、使用者の体格に対応させるために、レギュラータイプのベッドについてはそのフレームの一部であるヘッドフレーム又はフットフレームを、ショートタイプに変更するための異なった長さの交換用パーツのヘッドフレーム又はフットフレームに交換して装着可能であり、ショートタイ

プのベッドについては、そのフレームの一部であるヘッドフレーム又はフットフレームを、レギュラータイプに変更するための異なった長さの交換用パーツのヘッドフレーム又はフットフレームに交換して装着可能なものであり、「床板を支えるフレームを、使用者の体格に対応させるべく、フレームの一部を異なった長さの交換装着用フレームに置き換え可能に構成し」（構成要件 1-1B）たものであるといえる。そして、被告製品 3 はベッドであり（構成要件 1-1A）、フレーム構造（構成要件 1-1C）を有するから、本件発明 1-1 の技術的範囲に属する。

【民事手続】

(13) 福岡高宮崎支決平成 29 年 2 月 16 日 金法 2146 号 76 頁

平成 28 年(ラ)第 82 号 文書提出命令に対する即時抗告事件(原決定取消・申立却下)

基本事件は、Z 信用金庫の会員である X が、その理事であった Y らに対し、回収見込みのない融資を行った善管注意義務違反および忠実義務違反があるとして、これにより Z 信用金庫に生じた損害を賠償するよう求めた会員代表訴訟(信用金庫法 39 条の 4、会社法 847 条 3 項)であり、A 社および B 社に対する融資の当否が問題となっていたところ、X は、Z 信用金庫(基本事件補助参加人)を相手方として、九州財務局長が平成 18 年及び平成 19 年に Z 信用金庫に対して実施した検査(信用金庫法 89 条 1 項、銀行法 25 条 1 項)において作成された確認表のうち、S 社を中心とする企業グループ 43 社(A 社および B 社を含む)につき言及のある部分すべてについて、民事訴訟法 220 条 4 号柱書に基づく文書提出命令を申し立てた。

原審は、既に破産している A 社、B 社、C 社及び D 社に、S 社を加えた、5 社に関する記載のある部分に限り、Z 信用金庫に対して提出を命じたが、これを不服とする Z 信用金庫が即時抗告をしたのが本件である。

本決定は、金融検査の実効性を確保するには、経営上の機密や機微にわたる事項をも含めて、被検査金融機関の任意の協力による真実に合致した正確な情報提供が必要であって、これを担保するためには、検査忌避等に対する罰則では十分とはいえず、金融検査において検査官に明らかにした情報の十分な保護を図ることによって被検査金融機関の金融検査における情報保護に対する信頼を確保することが必要とともに、被検査金融機関に対する監督官庁の検査手法や着眼点等のノウハウが事前に検査金融機関に推知されないことが必要であるとした上で、本件確認表には、Z 信用金庫の融資先の経営上の機微に関する情報のみならず、被検査金融機関自身の信用リスク管理態勢および資産査定管理態勢といった経営上の機密や機微にわたる事項が記載されているのであり、本件確認表が基本事件において提出されることによりこれらの事項が明らかになると、被検査金融機関の信頼を著しく損なうことになり、以後、金融検査において被検査金融機関から経営上の機密や機微にわたる事項を含めた任意の協力による情報提供を得ることが著しく困難になることが明らかであるとし、また、本件確認表の記載内容が直ちに Y らの義務違反を根拠付けるものということもできないとして、A 社、B 社、C 社及び D 社に関する記載部分を含めた本件確認表全体が、民事訴訟法 220 条 4 号口所定の文書に当たると判示した。

(14) 大阪高決平成 31 年 3 月 11 日 判例時報 2453 号 30 頁

平成 29 年(ラ)第 1552 号 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告事件(抗告棄却(特別抗告・許可抗告))

最高裁第三小法廷平成 29 年 12 月 12 日決定(民集 71・10・2016, 判例時報 2365 号 70 頁, 法務速報 201 号 16 番で紹介した判例)の差戻抗告審。

仲裁人と同じ法律事務所に所属する別の弁護士が、別件訴訟において仲裁事件当事者の関連会社の訴訟代理人の地位を有していたという事実(本件事実)につき、①仲裁法 18 条 4 項にいう開示すべき事実に該当するか、②該当するとされた場合、仲裁人に開示義務違反があるか、が争点として審理された。

裁判所は、争点①につき、「法 18 条 4 項の趣旨は、忌避の事由である『仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由』(同条 1 項 2 号)に当たる事実よりも広く事実を開示させて、当事者が忌避の申立てを的確に行うことができるようにすることにより、仲裁人の忌避の制度の実効性を担保しようとしたことにあると解される」という上記最高裁決定の説示を引用した上で、法 18 条 4 項の事実の性質に照らして客観的に判断されるべきであるとして、本件事実は同条項の事実に該当すると判断した。また、争点②については、仲裁人は本件仲裁判断までに本件事実を認識したとは認められない、仲裁人の所属する法律事務所が一般的な水準のコンフリクト・チェックシステムを構築している場合、仲裁人は同チェックシステムの存在を前提に、同チェックシステムで必要とされる行動をしている限り、合理的な範囲の調査を継続的に行ったものと評価すべきであるところ、本件事実は弁護士の辞任通知漏れに起因する移籍先事務所への申告漏れという例外的事象によって生じたものであり、合理的な範囲の調査を行っても通常判明し得るものとは認め難いと判断し、仲裁人の法 18 条 4 項の開示義務違反を否定した。

(15) 東京高判令和元年 11 月 7 日 判例時報 2453 号 13 頁

令和元年(ネ)第 2617 号 損害賠償請求控訴事件(取消・差戻(確定))

歩道橋補修工事に従事していた X らが、その作業中に危険な薬剤が衣類や身体等に付着したため化学熱傷を負った事故に関し、雇用主 A の元請である Y、その元請 B 及びさらにその元請である C に対して、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案において、B 及び C は責任の存在を争う旨の答弁書を提出して第 1 回口頭弁論で陳述擬制されたが、Y は訴状送達を受けながら同期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったため、原審は Y に関する手続を分離して終結した上で、第 2 回口頭弁論期日において Y に対する請求を全部認容する判決を言い渡した(水戸地裁土浦支部平成 31 年 4 月 17 日判決、判例時報 2453 号 16 頁掲載)。Y が控訴。

控訴審は、①Y に対しては所在不明による訴状等の送達の不奏功があり、送達がされたのは第 1 回口頭弁論期日の 27 日前で、転送届を出さないまま本店所在地から退去したなど Y が当時訴訟に対応できるだけの余裕のない状況にあったことがうかがわれること、②Y は X らの雇用主 A の直接上位に位置する請負会社であって、事案解明の鍵を握る存在となることが容易に想定され、相被告である B 及び C が損害賠償責任等を争う姿勢を示している状況においては、一度の呼び出しに応じなかったことのみを理由に早々に分離した上で終結する必要があるか疑問であり、③X らの Y に対する判決言渡しによって訴訟が別々に進行することになれば、訴訟不経済である上、事案解明や和解による紛争解決の妨げになり、適切でない、従って、Y の手続的権利に対する配慮に著しく欠け、審級の利益を実質的に害し、訴訟全体の適切な進行という点からも大きな問題があるから、原審の訴訟手続には法律違反もしくはこれに準ずる不当な取扱いがあるというべきである、として、原判決を取り消し、原審に差し戻した。なお、原審係属中の B 及び C の訴訟と併合して審理するのが相当で、両当事者ともに差戻判決がされる場合にはこれに対して上訴しないことを合意した上で併合審理がされることを望んでいるのであるから、差戻後は原審係属中の B 及び C の訴訟と併合して審理することが望ましい、と付言されている。

(16) 東京地判令和 2 年 1 月 20 日 金法 2147 号 68 頁

平成 30 年(ワ)第 37213 号 不当利得返還等請求事件(Y1 について請求全部認容、Y2 について主請求全部認容・附帯請求一部認容)

本件は、破産会社の破産管財人である X が、Y1 社(破産会社の債権者)の代表者である Y2 において破産会社が支払不能であることを知りながら、Y1 が破産者に対して有する債権につき弁済期前に弁済等を受けたと主張して、(1)Y1 に対し、破産法 162 条 1 項 1 号イにより上記弁済等を否認したとして、悪意の受益者に対する不当利得返還請求権に基づき、上記弁済等の合計額 2800 万円及びこれに対する弁済日である平成 30 年 1 月 19 日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5%の割合による法定利息の支払、(2)Y らに対し、破産法の規定に違反して弁済期前に弁済を受領するなどしたことが共同不法行為に当たると主張して、不法行為により破産会社に生じた 2800 万円の損害の賠償及びこれに対する不法行為の日(上記弁済日)の翌日から支払済みまで民法所定の年 5%の割合による遅延損害金の支払、(3)Y2 に対し、破産法の規定に違反して弁済期前に弁済を受領するなどしたことが代表取締役としての任務懈怠に当たると主張して、会社法 429 条 1 項に基づき、任務懈怠に当たる行為により破産会社に生じた 2800 万円の損害の賠償及びこれに対する上記弁済日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5%の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

本判決は、まず、(1)上記 2800 万円の支払のうち 2760 万円については、既存債務についてされた債務の消滅に関する行為であってその時期が破産会社の義務に属しないものとして、破産法 162 条 2 項 2 号により Y1 は破産会社が支払不能であることを知っていたものと推定され、この推定を覆す事実は認められないため、破産法 162 条 1 項 1 号イによる否認権行使の要件を満たし、残り 40 万円については利息制限法に違反する無効な弁済であるとして、Y1 は X に対し、不当利得に基づく返還義務を負うと判示した。これを前提に、(2)本件支払を受けること自体は不法行為を構成するものとは認められないが、そうであるとしても、(3)Y1 の代表取締役である Y2 としては、このような法令違反に当たる行為をさせないようにすべき善管注意義務・法令遵守義務を負うところ、それにもかかわらず、無効な弁済受領行為を Y1 に行わせている以上、任務懈怠があったものと評価でき、かつ、破産法 162 条 2 項 2 号による悪意の推定は、会社法 429 条 1 項の悪意の推定にも事実上及ぶと考えられるから、悪意または重大な過失により任務懈怠に及んだものと認められ、当該弁済受領行為により破産会社に生じた損害を賠償すべき責任を負うと判示した。なお、会社法 429 条 1 項に基づく請求が最初にされたのが、本件訴訟における平成 31 年 4 月 23 日付け訴えの変更申立書であり、同書面は同月 18 日には Y2 に送達されていることから、同項に基づく請求にかかる遅延損害金の起算点は同月 19 日と認めるのが相当であるとした。

【刑事法】

(17) 最二決令和 2 年 9 月 30 日 裁判所 HP

令和元年(あ)第 1751 号 傷害,強盗,窃盗被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/089741_hanrei.pdf

(事案)

A らは、暴行の共謀の上、被害者のいるマンションの部屋に突入し、被害者に対し、カッターナイフで右側頭部及び左頬部を切りつけ、顔面、腹部等を拳で殴り、足で蹴るなどの暴行を加えた。その 5 分後、被告人は、同部屋に入り、A らに加勢しようと考え、同部屋にあった包丁の刃先を被害者の面前に向けた。この時点で、被告人は被害者に暴行を加えるという黙示の共謀を遂げた。その後、同部屋において、被告人と A は、こもごも被害者の背部、腹部等を複数回蹴ったり踏みつけたりするなどの暴行を加えた。

被告人が共謀加担した前後にわたる一連の暴行の結果、被害者は①右側頭部切創、②左頬部切創、③左大腿部刺創、④右小指切創、⑤上口唇切創、⑥右第六肋骨骨折の傷害を負った。このうち、①②は、凶暴加担前の A らの暴行により、③④は共謀成立後の暴行により生じ、⑤⑥は、いずれの段階の暴行により生じたのか不明である。なお、被告人が加えた暴行は、⑥の傷害を生じさせ得る危険性はあったが、⑤の傷害を生じさせ得る危険性はなかった。

(判旨)

刑法 207 条の適用について、他の者が先行して被害者に暴行を加え、同一の機会に、後行者が共謀加担したが、傷害が共謀成立後の暴行により生じたとはいえない場合であっても、その傷害を生じさせた者を知ることができないときは、後行者もその傷害についての責任を免れない。

また、刑法 207 条の適用により後行者に対して当該傷害についての責任を問うるのは、後行者の加えた暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有するものであるときに限られるところ、本件において、被告人は⑤の傷害を生じさせ得る危険性のある暴行を加えていないから、同条適用の前提を欠いている。そうすると、原判決には、被告人が⑤の傷害についても責任を負うと判断した点で、法令違反があるといえるが、この違法は判決に影響を及ぼさないから、上告は棄却する。

(18) 広島高決令和元年 8 月 28 日 判例時報 2452 号 97 頁

令和元年(く)第 74 号 児童自立支援施設送致決定に対する抗告申立事件(取消・差戻(一般短期保護観察,確定))

本件は、ゲーム依存状態にあった少年(当時 14 歳 1 か月)が家族に怒られずに長時間ゲームできる場所を確保しようと、外観上、空き家に見えた被害者方居宅に侵入した住居侵入の事案である。少年は、幼少期に実母と死別し、実父は単身赴任で遠方に居住、少年は父方祖父母宅で養育を受けていた。

原決定は、少年を児童自立支援施設に送致することとしたのに対し、少年側が処分不当を理由に抗告を申し立てた。

本決定は、少年が中学 3 年生であり、高校受験のための塾への入会を予定するなど、相当の真剣さをもって高校進学を希望しているところ、収容処遇を受けると、来年度の高校進学は相当に困難となることがうかがわれる等を挙げて、原決定は、社会内処遇の可能性を十分に調査・考慮することなく、収容処遇である児童自立支援施設送致を選択した点で著しく不当であると言わざるを得ないとして少年法 33 条 2 項により原決定を取り消して、原裁判所である広島家庭裁判所に差し戻した。

【社会法】

(19) 最三判令和 2 年 10 月 13 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 1190 号 損害賠償等請求事件(一部破棄自判・一部上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/768/089768_hanrei.pdf

(裁判要旨)

東京メトロの駅構内における新聞、飲食料品、雑貨類等の物品販売等の事業を行う Y が、無期契約労働者に対して退職金を支給する一方で、定年が 65 歳と定められ 10 年前後勤務した有期契約労働者 X らに対してこれを支給しないという労働条件の相違が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例

(理由)

売店正社員は、休暇や欠勤で不在の販売員に代わって早番や遅番の業務を行う代務業務を担当していたほか、エリアマネージャー業務に従事することがあったのに対し、X らは、売店業務に専従していたものであり、両者の職務の内容に一定の相違があった。また、売店正社員については、配置転換等を命ぜられる現実の可能性があり、正当な理由なく拒否することはできなかったのに対し、X らは、配置転換等を命ぜられることはなかったものであり、両者の職務内容及び配置の変更の範囲にも一定の相違があった。Y は正社員へ段階的に職種を変更するための開かれた試験による登用制度を設け、相当数を正社員に登用していた。

(20) 最三判令和 2 年 10 月 13 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 1055 号 地位確認等請求事件(一部破棄自判・一部上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/089767_hanrei.pdf

(裁判要旨)

学校法人 Y が、無期契約労働者に対して賞与を支給する一方で有期契約労働者 X に対してこれを支給しないという労働条件の相違が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例

(理由)

X の業務は、相当地に軽易であることがわかるのに対し、教室事務員である正職員(以下、「教務正職員」という。)は、これに加えて、学内の英文学術誌の編集事務等、病理解剖に関する遺族等への対応や部門間の連携を要する業務又は毒劇物等の試薬の管理業務等にも従事する必要があったのであり、両者の職務の内容に一定の相違があった。また、教務正職員については、人事異動を命ぜられる可能性があったのに対し、アルバイト職員については、原則として業務命令によって配置転換されることはなく、両者の職務の内容及び配置の変更の範囲に一定の相違があった。さらに、Y が行ってきた人員配置の見直し等の結果、教務正職員は、僅か 4 名にまで減少することとなり、他の大多数の正職員と比較して極めて少数となっていた。また、アルバイト職員については、契約職員及び正職員へ段階的に職種を変更するための試験による登用制度が設けられていた。

(21) 最一判令和 2 年 10 月 15 日 裁判所 HP

平成 30 年(受)第 1519 号 未払時間外手当金等請求控訴, 同附帯控訴事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/771/089771_hanrei.pdf

(裁判要旨)

郵便局を設置して、郵便の業務等を営んでいる Y が、無期契約労働者に対しては夏期休暇及び冬期休暇を与える一方で配達等に従事する有期契約労働者 X に対してはこれを与えないという労働条件の相違が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例

(理由)

Y において、郵便の業務を担当する正社員に対して夏期冬期休暇が与えられているのは、年次有給休暇や病気休暇等とは別に、労働から離れる機会を与えることにより、心身の回復を図るという目的によるものであると解され、夏期冬期休暇の取得の可否や取得し得る日数は上記正社員の勤続期間の長さに応じて定まるものとはされていない。そして、郵便の業務を担当する時給制契約社員は、契約期間が 6 か月以内とされるなど、繁忙期に限定された短期間の勤務ではなく、業務の繁閑に関わらない勤務が見込まれているのであって、夏期冬期休暇を与える趣旨は、上記時給制契約社員にも妥当する。

(22) 最一判令和 2 年 10 月 15 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 777 号 地位確認等請求事件(一部上告棄却・一部破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/772/089772_hanrei.pdf

(裁判要旨)

郵便局を設置して、郵便の業務等を営んでいる Y が、私傷病による病気休暇として無期契約労働者に対して有給休暇を与える一方で郵便の業務を担当する有期契約労働者 X らに対して無給の休暇のみを与えるという労働条件の相違が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例

(理由)

Y において、私傷病により勤務することができなくなった郵便の業務を担当する正社員に対して有給の病気休暇が与えられているのは、正社員が長期にわたり継続して勤務することが期待されることから、その生活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを通じて、その継続的な雇用を確保するという目的によるものと考えられる。上記目的に照らせば、郵便の業務を担当する時給制契約社員についても、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、私傷病による有給の病気休暇を与えることとした趣旨は妥当する。そして、Y においては、上記時給制契約社員は、契約期間が 6 か月以内とされており、X らのように有期労働契約の更新を繰り返して勤務する者が存するなど、相応に継続的な勤務が見込まれている。

(23) 最一判令和 2 年 10 月 15 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 794 号 地位確認等請求事件(一部上告棄却・一部破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/773/089773_hanrei.pdf

(裁判要旨)

郵便局を設置して、郵便の業務等を営んでいる Y が、無期契約労働者に対して年末年始勤務手当、年始期間の勤務に対する祝日給及び扶養手当を支給する一方で配達を担当する有期契約労働者らに対してこれらを支給しないという労働条件の相違がそれぞれ労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例

(理由)

(1) Y における年末年始勤務手当は、多くの労働者が休日として過ごしている郵便業務の最繁忙期に同業務に従事したことに対し、基本給に加えて支給される対価としての性質を有する。また、同手当は、所定の期間において実際に勤務したこと自体を支給要件とし、その支給金額も、実際に勤務した時期と時間に応じて一律である。これらに照らせば、同手当を支給することとした趣旨は、有期契約社員にも妥当する。

(2) 最繁忙期における労働力の確保の観点から、有期契約社員に対して年始特別休暇を付与しないこと自体には理由があるといえるものの、年始期間における勤務の代償として祝日給を支給する趣旨は、有期契約社員にも妥当する。

(3) 扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じて、その継続的な雇用を確保するという Y における扶養手当の支給目的に照らせば、有期契約社員についても、扶養親族があり、かつ、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、扶養手当を支給することとした趣旨は妥当する。

(24) 東京高判令和元年 10 月 9 日 判例時報 2452 号 74 頁

平成 31 年(ネ)第 1859 号 地位確認等請求控訴事件(取消・請求認容(上告・上告受理申立て))

Y 社(英会話スクール)は、講師 X との間で、期間を 1 年とする有期労働契約を締結して雇用し、一度契約を更新したが、その後更新を拒絶した(本件雇い止め)ところ、X は、労働契約法 19 条により更新されたものとみなされるとして、Y に対し、労働契約上の地位の確認等を求めたのが本件である。なお、X の法定年次有給休暇は年間 10 日ないし 11 日であったが、Y 社の就業規則には、年間 20 日間の有給休暇を与えるが、うち 5 日を超える分についてはその時季を Y が指定するとの規定があったが、X は、Y が指定した日以外の日に法定年次有給休暇の日数を超えて有給休暇を取得するとして勤務しなかった。

原審は、労基法 39 条 6 項の要件を満たす協定はなかったから、法定年次有給休暇については、年間 5 日を超える部分であっても Y はその時季を指定することはできないが、法定年次有給休暇を超える部分についてはその時季を Y が定めることができると解されるから、Y が指定した日以外に法定年次有給休暇の日数を超えて勤務しなかった X は、理由のない欠勤をしたことになると判断し、本件雇い止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとはいえないとして X の請求を棄却した。

本判決は、Y は法定年次休暇と会社有給休暇とを区別することなく、年間有給休暇 20 日のうち、15 日分について時季を指定しており、そのうちどの日が会社有給休暇に関する指定であるかを特定することができないから時季の指定は全体として無効であり、年間 20 日の有給休暇の全てについて、X は、その時期を自由に指定できるとして、X に理由のない欠勤があったとは認められないとした原判決を取消、X の請求を認容した。

(25) 福岡高判令和 2 年 9 月 25 日 裁判所 HP

令和 2 年(行コ)第 7 号 地方公務員災害補償法に基づく公務外認定処分取消請求事件(原判決取消、請求認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/785/089785_hanrei.pdf

小学校教諭が過重労働により脳疾患(脳幹部出血)を発症させた等とした災害補償事件であり、高裁判決は、個々の業務を同時並行して行っていたことに鑑み総合的に過重性を判断すべきこと、本件発症前 1 か月間における控訴人の週 40 時間(1 日当たり平均 8 時間)を超える校内時間外労働時間は 51 時間 06 分、自宅での時間外労働時間は 41 時間 55 分であり、時間外労働時間の合計は 93 時間 01 分にのぼること等から、業務起因性を認めた。

(26) 大阪高判令和 2 年 10 月 1 日 裁判所 HP

令和元年(行コ)第 96 号 遺族補償給付等不支給処分取消請求控訴事件(原判決取消、請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/774/089774_hanrei.pdf

被控訴人が控訴人に対し、被控訴人の配偶者は、①過重業務が原因で免疫力が低下し、その結果劇症型心筋炎を発症し、死亡した、②そうでなくとも、被控訴人の配偶者が過重業務により治療機会を喪失したために劇症型心筋炎を

発症し、死亡したと主張して、業務起因性を認めずに療養補償給付等を不支給とした労働基準監督署長の決定の取消しを求めた。原審は、業務起因性を認めて上記労働基準監督署長の不支給決定を取り消したが、控訴審の本件は、①については、過重業務による免疫力の低下が心筋炎を発症させるウイルス感染を生じさせた事情の一つとなった可能性は否定できないが、その他の事実を総合すると、被控訴人の配偶者の免疫力が低下していたものとまでは認め難いし、その上、過重業務によりウイルス性心筋炎を発症し劇症化するとの経験則が存在するとも認めることもできないから、業務起因性が認められるとする主張は採用できないとし、②についても、そもそも治療機会を喪失したとは認められないし、より早い時期に治療が開始されたとしても、劇症型心筋炎の発症を防ぎ得たと認めることはできないから、業務起因性が認められるとする主張は採用できないとして、原審判決を取り消し被控訴人の請求を棄却した。

(27) 東京地判平成 30 年 10 月 24 日 判例タイムズ 1475 号 125 頁

平成 29 年(レ)第 711 号 通勤手当請求控訴事件(控訴棄却, 追加請求棄却, 確定)

Y は通勤手当の支給について「通勤経路が 2 つ以上ある場合には最も経済的かつ合理的な経路による」と定めており、従業員 X は最安値の経路による通勤手当を支給されていたところ、上記定め「経路」とは通勤時間が最短の経路であるとして、雇用契約に基づき最短の経路の場合と実際に支給された通勤手当との差額を請求したが棄却された。X は控訴し、他に通勤時間が最短の経路による支給をされている従業員がいるとして差別的取扱いを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を追加した。本判決は「経済的」とは運賃等が低額であること、「合理的」とは所要時間が短いことを指し、何が「最も経済的かつ合理的」であるかは他の経路との比較において双方の要素の差の程度を比較衡量し、通勤手当支給の運用実態も踏まえて判断せざるを得ないとし、本件では両経路の差は 10 分に過ぎないのに対し定期券代(3 か月)の差は 1 万円以上に上ることも踏まえ、X 主張の経路が最も経済的かつ合理的な経路とは言えないとし、最も通勤時間が短い経路を支給されている従業員は 4 名であり、Y の営業所は 102 箇所あり従業員数は相当多数に及ぶので、そのような支給の運用実態があったとも認められず、事務手続上の誤りによる可能性も否定できず、意図的に X を不利益に扱ったとは認められないとして不法行為の成立も否定した。

【紹介済み判例】

最二判平成 30 年 3 月 19 日 判例情報 2452 号 83 頁

平成 28 年(あ)第 1549 号 保護責任者遺棄致死(予備的訴因重過失致死)被告事件 (破棄自判)

→法務速報 203 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/578/087578_hanrei.pdf

最一判平成 30 年 3 月 22 日 判例時報 2452 号 90 頁

平成 29 年(あ)第 322 号 詐欺未遂被告事件(破棄自判)

→法務速報 203 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/586/087586_hanrei.pdf

大阪高決平成 31 年 4 月 22 日 判例タイムズ 1475 号 68 頁

平成 31 年(ラ)第 151 号 譲渡命令に対する執行抗告事件(抗告棄却, 許可抗告(後許可抗告不許可))

→法務速報 232 号 3 番にて紹介済み

大阪高判令和元年 5 月 24 日 判例時報 2452 号 43 頁

平成 30 年(ネ)第 1864 号 インターネット検索結果削除請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

→法務速報 224 号 5 番にて紹介済み

大阪地判令和元年 6 月 21 日 タイムズ 1475 号 156 頁

平成 28 年(ワ)第 10395 号 消費者契約法 12 条に基づく差止等請求事件(一部認容, 控訴)

→法務速報 223 号 10 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/840/088840_hanrei.pdf

大阪高決令和元年 7 月 17 日 判例タイムズ 1475 号 79 頁

平成 31 年(ラ)第 480 号 遺産分割審判に対する抗告事件(抗告棄却, 確定)

→法務速報 232 号 5 番にて紹介済み

最一判令和元年7月22日 判例時報2452号18頁

平成30年(行ヒ)第195号 命令服従義務不存在確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報220号17番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/816/088816_hanrei.pdf

最二判令和元年8月9日 判例時報2452号35頁

平成30年(受)第1626号 執行文付与に対する異議事件(上告棄却)

→法務速報220号2番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/855/088855_hanrei.pdf

大阪高決令和元年9月18日 判例タイムズ1475号75頁

令和元年(ラ)第995号 名の変更許可申立却下審判に対する抗告事件(取消自判, 確定)

→法務速報233号5番にて紹介済み

名古屋高金沢支判令和元年10月29日 判例時報2453号3頁

令和元年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(棄却(上告))

→法務速報223号19番にて紹介済み

最三判令和元年12月24日 金法2046号58頁

平成30年(受)第1551号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)

→法務速報225号12番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/113/089113_hanrei.pdf

最一決令和2年1月23日 判例タイムズ1475号56頁

平成31年(許)第1号 婚姻費用分担審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報226号1番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/187/089187_hanrei.pdf

2. 令和2年(2020年)10月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

該当法律なし

3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

須藤英章/監修 経営紛争研究会/編著 日本加除出版 381頁 4,620円
債権回収あの手この手 Q&A 各種財産の調査から回収まで

福岡県弁護士会/編 民事法研究会 630頁 5,940円

判例・実務からみた改正債権法 使える判例はこう変わる★

平岡将人／編集代表 中央経済社 264頁 3,520円
適切な賠償額を勝ち取る 交通事故案件対応のベストプラクティス

有吉尚哉 原田伸彦／編著 きんざい 280頁 2,970円
リース法務ハンドブック

馬橋隆紀 多田幸生 幸田 宏 中野 仁／編著 新日本法規 507頁 6,380円
隣地をめぐるトラブル予防・解決文例集―筆界・所有権界、道路・通路、近隣紛争―

4. 10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

菱村幸彦／著 ぎょうせい 251頁 2,750円
最新Q&A スクール・コンプライアンス 120選 ハラスメント、事件・事故、体罰から感染症対策まで

渡邊雅之／著 第一法規 203頁 2,530円
令和2年改正 個人情報保護法Q&A 改正の背景から法改正内容まで★

長澤哲也 石井 崇 酒匂景範 小田勇一 吉村幸祐／著 商事法務 337頁 4,290円
最新・改正独禁法と実務 令和元年改正・平成28年改正

軽部龍太郎 豊島國史 近藤圭介／編著 新日本法規 351頁 4,730円
個別労働トラブルにおける 和解のポイントと条項例 書式ファイルダウンロード特典付き

波光 巖 横田直和 小畑徳彦 高橋省三／著 日本加除出版 443頁 5,170円
Q&A 広告宣伝・景品表示に関する法律と実務― 景品表示法及び消費者関係法を踏まえた広告表現と販促活動・キャンペーンに関する実務解説

(株)FRONTEO／編著 弁護士ドットコム(株) 櫻庭信之／著 ぎょうせい 265頁 3,520円
リーガルテック活用の最前線 ―AI・IT技術が法務を変える

野口啓暁／編著 西谷 敏／監修 旬報社 594頁 6,600円
決定版 モデル条文でつくる就業規則作成マニュアル 働き方改革・新型コロナウイルス対応

5. 発刊書籍＜解説＞

「判例・実務からみた改正債権法 使える判例はこう変わる」

条文がどのように改正されたのか、平易な事例を挙げて解説されている。そして従前の判例が紹介されて改正債権法下でも適用できるかにつき触れられている。改正の程度が記号で表示されるという特色もあり、改正債権法の基本を学ぶことができる。

「令和2年改正 個人情報保護法Q&A 改正の背景から法改正内容まで」

個人情報保護法について、実務担当者にも読み易い工夫を凝らしクイズ形式等も取り入れて分かりやすく解説されている。個人情報を取り扱う現場でどのように適法に対応すべきかを学ぶことができる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。